

告示について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2021年4月27日)

4月28日に実施される予定の処分撤回集会について4月26日に京大当局から出された告示には、中核派と関連する団体が参加を呼び掛けていることを引き合いに出してこの集会に関わらないよう学生に注意を促す旨が書かれています。以前にも同様の告示が数件ありました。

しかし、極端な例ではありますが、例えば中核派関連団体が大学の授業への参加を呼び掛けてもそれを引き合いに出して授業に参加しないことを学生に促すことはありますまい(もしあるのならごめんなさい)。

そこで、中核派関連団体が何らかのイベントに参加を呼び掛けている時に当局が学生に不参加を促す告示を出す基準を教えてください。

【回答】(回答日:2021年5月20日)

(回答部署:教育推進・学生支援部)

令和3年4月26日付告示第3号は大学として注意喚起のために発出したものです。

告示の内容及び発出については個別の状況を勘案して行われるものです。一義的な基準を定めているではありません。